

別 に 定 め る 事 項

関係条項	内 容
<p>第3条 (交付申請)</p>	<p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施計画書 第1号様式(タクシー感染防止対策) ・誓約書 第3号様式(タクシー感染防止対策) ・国の訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(交通サービスインバウンド対応支援事業)、又は地域公共交通確保維持改善事業費補助金(活性化・継続事業)の交付申請書一式の写し及び補助金交付決定通知書の写し ・債権者登録様式 ・その他必要と認める書類 <p>(指定期日)</p> <p>国庫補助の交付決定後、速やかに提出</p>
<p>第7条第1項 (補助事業の変更)</p>	<p>(軽微な経費配分の変更)</p> <p>補助金額に増額が生じないもの</p> <p>(軽微な事業内容の変更)</p> <p>補助事業の目的及び補助事業の効果に影響を及ぼさない範囲の変更で補助金額に増額が生じないもの</p> <p>(添付書類)</p> <p>第3条に準じる</p> <p>(指定期日)</p> <p>国への交付決定変更申請書の提出後、速やかに提出</p>
<p>第9条第1項 (遂行状況報告)</p>	<p>(報告事項等)</p> <p>—</p>
<p>第11条 (実績報告)</p>	<p>(添付書類)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実施報告書 第2号様式(タクシー感染防止対策) ・国の訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金(交通サービスインバウンド対応支援事業)又は地域公共交通確保維持改善事業費補助金(活性化・継続事業)の実績報告書一式の写し及び補助金額確定通知書の写し ・その他必要と認める書類 <p>(指定期日)</p> <p>事業完了の日から起算して30日を経過した日又は令和4年3月10日のいずれか早い日</p>
<p>第19条第1項 (財産の処分制限)</p>	<p>(財産の処分期限)</p> <p>国の「訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業費補助金交付要綱」附則(令和3年3月2日改正)第22条第2項、又は「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」附則(令和3年2月16日改正)第21条第1項に準じる。</p>

